

第七十三号議案

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「短期大学（」の下に「同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。」を、「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第七号中「又は水道環境」を削る。

第五条第二号中「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第三号中「卒業した後」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例第四条第七号の適用については、同法第四条第一項の規定によ

る第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第二百三十二号)の施行による水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)の改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改める必要がある。